

ポッチャセット貸出要領

令和 2 年 11 月 28 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

障がい者支援課長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、ポッチャセットの庁外への貸出における取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(貸出の対象)

第 2 条 ポッチャセットの貸出の対象は、加古川市内に活動拠点を有し、営利を目的としない事業を運営又は主催するもの（行政機関、NPO 法人、公益法人等）とする。

(貸出の申請)

第 3 条 ポッチャセットの貸出を希望する者は、ポッチャセット貸出申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 貸出申請は、使用日の属する月の 6 か月前から使用日の 7 日前まで受付する。

(貸出の期間)

第 4 条 ポッチャセットの貸出期間は、14 日以内とする。

2 貸出期間の算定においては閉庁日を含む。

(貸出の決定)

第 5 条 市長は、第 3 条による貸出申請書が提出された場合、これを審査し、貸出の可否を決定し、ポッチャセット貸出決定（不決定）通知書（様式第 2 号）により当該貸出申請者に通知する。

(貸出決定者の責務)

第 6 条 貸出決定者はポッチャセットを返却するまでの間において、善良なる管理者の注意を持って管理するほか、ポッチャセットの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) ポッチャセットを適切に使用すること

(2) ポッチャセットを処分したり、目的外に使用しないこと

(3) ポッチャセットを転貸し、又は譲渡しないこと

(4) ポッチャセットを破損した場合、盗難等の事情が発生した場合は、ポッチャセットに関する報告書（様式第 3 号）により、すみやかに市長に報告しなければならない。

(費用負担)

第 7 条 前条第 4 号による報告を受けた場合、部品の交換等、必要となる費用は市の負担とする。ただし、貸出決定者が故意又は重大な過失によりポッチャセットを亡失し、又は破損させた場合は、市は貸出決定者に買換え又は修理に要する費用を請求できるものとする。なお、費用負担については、市と貸出決定者の協議により決定するものとする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。